

国際交流フォーラム・フェスティバル・在住外国人支援事業補助  
金交付要綱

平成14年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市国際交流団体連絡協議会が実施する国際交流フォーラム・フェスティバル・在住外国人支援事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象等)

第2条 この補助金の交付の対象は、防府市国際交流団体連絡協議会（以下「協議会」という。）が実施する国際交流フォーラム・フェスティバル・在住外国人支援事業（以下「事業」という。）とする。

2 市長は、毎年度予算の範囲内で協議会に対し、事業に要する経費の一部を補助するものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 協議会は、前条の規定による補助金の交付を受けようとするときは、国際交流フォーラム・フェスティバル・在住外国人支援事業補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する補助金交付申請書に必要な書類の添付を命ずることができる。

(補助金交付の決定)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、国際交流フォーラム・フェスティバル・在住外国人支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、その旨を協議会に通知するものとする。

(補助金交付の請求)

第5条 協議会は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに、国際交流フォーラム・フェスティバル・在住外国人支援事業補助金請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第6条 市長は、前条の規定による請求があったときは、30日以内に補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第7条 協議会は、当該事業を完了したときは、事業完了後、速やかに国際交流フォーラム・フェスティバル・在住外国人支援事業補助金実績報告書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第8条 市長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、実行委員会に通知するものとする。

2 市長は、実行委員会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、協議会が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (2) 事業の実施を中止し、又は廃止したとき。
- (3) 事業の施行方法が不相当と認められるとき。
- (4) その他補助金の交付を受けることが適当でないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、協議会に対し期限を定めて返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。